

処務規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この組合の事務組織、職務及び事務執行については、法令、通知及び規約に定めるものの他、この規程で明確にし、事務の迅速、適確な処理を図ることを目的とする。

(規程の変更)

第2条 この規程の変更は、理事会の議決によらなければならない。

第2章 組 織

(常務理事)

第3条 組合事務所に常務理事を置き、常務理事は理事長を補佐するとともに、職員を指揮監督し、組合規約第35条に規定する事務執行の責に任ずる。

(事務所)

第4条 組合事務所の係は次のとおりとする。

- 一 庶務係
- 二 財務・経理係
- 三 適用・徴収係
- 四 現金給付係
- 五 現物給付係
- 六 保健事業係

(事務長)

第5条 組合事務所に事務長を置く。

第3章 職務の分掌

(常務理事及び事務長の分掌事務)

第6条 常務理事と事務長の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 渉外に関すること
- 二 職員の人事、服務及び給与に関すること
- 三 役職員の出張に関すること
- 四 事務所内取締に関すること
- 五 災害予防に関すること
- 六 営繕に関すること
- 七 事業報告書及びこれに関連すること
- 八 諸統計に関すること
- 九 業務関係の記録に関すること
- 十 事業所の調査及び業務の指導に関すること
- 十一 組合事業の広報宣伝に関すること
- 十二 その他、他の部に属しないこと

(庶務係の分掌事務)

第7条 庶務係の分掌事務は次のとおりとする。

- 一 組合印章に関すること
- 二 文書の収発、編さん、保存及び廃棄に関すること
- 三 規約、規程及び例規に関すること
- 四 認可申請及び諸届に関すること
- 五 監査事務及び組合会の検査事務に関すること
- 六 議員、理事の選挙並びに選定に関すること
- 七 組合会、理事会、委員会等の招集、議案及び記録に関すること
- 八 公告に関すること
- 九 法令、通知等の調査研究に関すること
- 十 健康保険組合連合会等関係各団体に関すること
- 十一 職員の教養、研修及び福祉厚生に関すること

(財務・経理係の分掌事務)

第8条 財務・経理係の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 金銭の出納並びに資金の保管に関すること
- 二 収支証憑書の整理保存に関すること
- 三 収支会計帳簿の整理記帳に関すること
- 四 物品の購入、出納保管に関すること
- 五 財産の取得および管理に関すること
- 六 国庫負担金に関すること
- 七 予算の編成およびその執行並びに資金に関すること
- 八 決算に関すること

(適用・徴収係の分掌事務)

第9条 業務課の分掌事務は、次に掲げる各号のとおりとする。

- 一 保険料の計算及び納入告知に関する事
- 二 保険料の徴収に関する事
- 三 滞納処分に関する事
- 四 被保険者の資格取得及び喪失に関する事
- 五 被扶養者の認定に関する事
- 六 被保険者の標準報酬に関する事
- 七 被保険者証に関する事
- 八 事業所の編入、削除に関する事

(現金給付係の分掌事務)

第10条 現金給付係の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 保険給付の支給決定に関する事
- 二 移送の承認に関する事
- 三 第三者行為の損害賠償に関する事

(現物給付係の分掌事務)

第11条 現物給付係の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 診療報酬明細書に関する事
- 二 診療費の返還に関する事
- 三 疾病分類等診療費関係統計資料に関する事
- 四 その他診療費全般に関する事

(保健事業係の分掌事務)

第12条 保健事業係の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 保健事業の企画、立案及び実施に関する事
- 二 特定健診・特定保健指導を含む疾病予防事業の計画並びに実施に関する事
- 三 健康管理に関する事
- 四 体位向上に関する事
- 五 その他、保健事業全般に関する事

第4章 職 務

(常務理事の職務)

第13条 常務理事は、理事長の命を受けて組合事務を掌理し、全職員を指揮監督する。

(事務長の職務)

第14条 事務長は常務理事の命を受け、組合事務全般を統轄する。

2 事務長の主な職務は次に掲げる各号のとおりとする。

- 一 常務理事を補佐し、常務理事事故あるときは、その職務を代理する他、あらかじめ委任された事項について、これを代行する
- 二 事業方針に基づき、所の事業計画を作成し、常務理事の決定を受け、その実行を命ずること
- 三 各係の業務を調整するとともに、各係の業務計画を決定し、常務理事の承認を経て、その実行を命ずる
- 四 事務所の組織、分掌の変更並びに職員の昇進、転換を常務理事に申請すること

第5章 雑 則

(職員の任免及び配置)

第15条 事務長を除く、職員の任免及び配置は、常務理事が理事長の承認を経て行なう。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。